み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第二項」と、同項第二号中「住所地市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第三号から第五号までの規定中「住所地市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第七号中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

［３～６　略］

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第五十三条　法第二十二条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第十項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号に係る利用者証明利用者による法第二十九条第一項の規定による法第二十二条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条　市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第三十五条第一項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。

［一～六　略］

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

第四条　地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第十八号の総務省令で定める事務） **第十八条**　法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　番号利用法第十七条第一項の規定による交付 四　番号利用法第十七条第六項の規定による提出を受けること又は同条第七項の規定による措置を講ずること若しくは返還 五　番号利用法第十七条第八項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくは提出を受けること又は同項後段において準用する同条第七項の規定による措置を講ずること若しくは返還	（法別表第十八号の総務省令で定める事務） **第十八条**　法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ 三　番号利用法第十七条第一項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は交付 四　番号利用法第十七条第五項の規定による提出を受けること又は同条第六項の規定による措置を講ずること若しくは返還 五　番号利用法第十七条第七項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくは提出を受けること又は同項後段において準用する同条第六項の規定による措置を講ずること若しくは返還